



令和2年10月8日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証 J A S D A Q 市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2207)

**シンガポール控訴裁判所は、JTAの主張の一部は認め、GLHに
約7,000万米ドル（約21億8,700万バーツ・日本円で約74億円）の損害賠償を命じる**

当社の重要な子会社でありますSET（タイ証券取引所）上場のDigital Finance会社Group Lease PCL（以下GL）は、シンガポール控訴裁判所がGroup Lease Holdingsに対し約7,000万米ドル（約21億8,700万バーツ・日本円で約74億円）の損害賠償を命じる判決を出したことについて、プレスリリースを公表いたしましたので、日本語訳にてご紹介いたします。

（以下、GL社公表のプレスリリースの翻訳）

Group Lease PCL（以下GL）の最高経営責任者である此下竜矢氏は、下記のように声明を出しております。

2017年12月、JTrust Asia（以下JTA）は、Group Lease Holdings（以下GLH、GLのシンガポール子会社）に対して、GLHがJTAのGLへの投資を勧誘するために、GLの財務状況を改竄する不法行為と共謀行為を行ったと主張し、約2億3,000万米ドル（約71億8,300万バーツ・日本円で約244億円）の損害賠償を求める民事訴訟を提起していました。

2020年2月12日、シンガポール高等裁判所は、全被告に対するJTAの請求を棄却し、JTAにGLHを含む被告に生じた費用の支払いを命じていました。

昨日、シンガポール控訴裁判所は、高等裁判所の判決を変更し、JTAの請求を一部認める、GLHと他の被告が連帯して約7,000万米ドル（約21億8,700万バーツ・日本円で約74億円）の損害賠償責任を負うとする判決を下し、この金額はJTAが請求した額の約30%分となるものでした。残りの70%の請求金額、第二回転換社債に関連して発生した損害賠償1億3,000万米ドル（約40億6,000万バーツ・日本円で約137億円）を含む約1億6,000万米ドル（約56億5,600万バーツ・日本円で約192億円）については、控訴裁判所は請求を棄却しました。

今回の損害賠償額の大半、4,900万米ドル（約15億2,700万バーツ・日本円で約51億円）は、2020年3月にJTAに支払う予定だった5,000万米ドル（約15億5,800万バーツ・日本円で約53億円）の転換社債に関するものですが、以前のプレスリリースでご説明したように、GLはこの社債の返済を保留しておりました。下記のリンクをご参照ください。

<https://investor.grouplease.international/news.html/id/790125/group/home>

今回の判決で命令された金額については、GLは支払い能力を有しています。同時に、JTAがGLに対して再生申立を行ったことが濫訴にあたり、不法行為に該当するとしたタイ民事裁判所の判決（2020年3月5日判決）がすでに下されております。これに対するJTAの上告を含め、タイでは現在も訴訟が続いています。タイ民事裁判所は、JTAの不法行為が損害を与えたと判断し、JTAに6億8550万バーツ（日本円で約23億円）の支払いを命じました。さらに、2020年9月11日、GLはJTAに対して、JTAがタイ及びその他の国で継続的に濫訴をしているとして、9,130百万バーツ（日本円で約310億円）の損害賠償を求める民事訴訟を起こしています。詳しくは以下のリンクをご参照ください。

<https://investor.grouplease.international/news.html/id/798626/group/home>

我々は今後も株主の皆様の利益と、当社の事業価値を守るべく引き続き努力してまいりますのでご理解いただけますようお願いいたします。

以 上